

笠置町
第8次高齢者福祉計画
第7期介護保険事業計画

2018年（平成30年）3月

京都府 笠置町

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

笠置町は、人口規模や面積は小さいながらも、住民同士の絆が強いまちです。さらに高齢化が進み、人口が減少していく中でも、これからも住み慣れた地域で、誰もが安心して自分らしく自立した生活ができることが望まれています。

そのため、本計画の目指す基本理念（ビジョン）について、第7次高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画の“みんなの力で、生涯いきいきと安心して暮らせるまち”を継承した上で、地域共生社会の考え方（地域における支え合いの仕組みを構築・強化する）を踏まえ、基本理念（ビジョン）について、“みんなの力で、生涯いきいきと安心して助け合って暮らせるまちの実現”を掲げることとします。

**第6期計画　みんなの力で、生涯いきいきと安心して暮らせるまち
地域福祉計画の基本理念　世代を超えてみんなが交流し、安心して助け合えるまちの実現**



第7期計画

【 基 本 理 念 】

**みんなの力で、生涯いきいきと安心して
助け合って暮らせるまちの実現**

2 基本目標

高齢者が住み慣れた地域で、健康で生きがいのある生活を送り、地域のみんなで支え合い、安全・安心なまちづくりを築くことができるよう、基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 いきいきとした暮らしを楽しめるまちに

高齢者がいつまでも生涯現役で暮らすことの基本のひとつは健康であることですが、健康づくりや介護予防の取組は高齢者のみならず、住民一人ひとりの主体的な取組が何よりも重要です。住民の健康意識の向上を図り、要介護状態の原因となる生活習慣病の予防を推進するとともに、高齢者ができるかぎり要介護状態にならないよう、またその状態がそれ以上悪化しないよう、本人の自立促進に向けた支援を行います。

また、高齢者が生きがいを見つけ、あるいは、自らの経験と知識を活かしながら、主体的に地域に関わり、社会参加・社会貢献することができるよう支援体制を充実し、高齢者がいきいきと充実した暮らしを楽しめるまちにしていきます。

基本目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちに

子どもから大人まで、世代を超えてみんなで交流する場をつくり上げ、住民同士の絆をさらに強め、地域における支え合いの仕組みを構築・強化することにより、誰もが安心して暮らせる身近なセーフティネットとして“みんなの力で、生涯いきいきと安心し助け合って暮らせるまちの実現”の創出を目指します。

また、総合的な相談窓口である笠置町地域包括支援センターの機能向上に努めるとともに、保健・福祉・介護の関係機関と医療の連携を強化し、地域の団体や住民が連携して地域全体で高齢者を支える「地域包括ケア体制」の構築を図り、高齢者が地域で安心して自立した生活を送ることができるまちにしていきます。

基本目標3 安心して介護サービスを使えるまちに

高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して、その人なりに自立した生活ができるよう、需要に応じた介護サービスの基盤づくりを進めるとともに、介護者の負担軽減や介護保険事業の適正な運営を推進し、個々のニーズや状態に見合ったサービスを自らの意思で選択し、安心して介護サービスを利用できるまちにしていきます。

3 施策の体系

基本理念 みんなの力で、生涯いきいきと安心して助け合って暮らせるまちの実現	
基本目標	施策展開の内容
【基本目標1】 いきいきとした暮らしを 楽しめるまちに	1 介護予防と健康づくりの推進 (1)介護予防事業の推進 (2)健康づくりの推進 2 生きがいづくり・社会参加の促進 (1)いきがいづくりの充実 (2)社会参加・就業支援の充実
【基本目標2】 住み慣れた地域で安心して 暮らせるまちに	1 地域包括ケアの体制の強化 (1)地域包括支援センター機能の充実 (2)サービス提供基盤の整備・充実 (3)地域や関係機関との連携体制の強化 (4)コンパクトタウン構想の推進 (5)在宅医療の充実 2 権利擁護と認知症高齢者支援の推進 (1)権利擁護の推進 (2)認知症高齢者への支援の充実 3 在宅生活への支援の充実 (1)生活支援サービスの提供 (2)見守り・支え合い体制の強化 4 高齢者にやさしいまちづくりの推進 (1)福祉のまちづくりの推進 (2)安全・安心対策の推進
【基本目標3】 安心して介護サービスを 使えるまちに	1 介護保険事業の推進 (1)介護保険事業の運営 (2)サービスの利用促進 (3)介護給付費等適正化の推進

第4章 施策の展開

基本目標1 いきいきとした暮らしを楽しめるまちに

1 介護予防と健康づくりの推進

高齢者がいつまでも生涯現役で暮らすことの基本のひとつは健康であることですが、健康づくりや介護予防の取組は、高齢者のみならず、住民一人ひとりの主体的な取組が何よりも重要です。住民の健康意識の向上を図り、要介護状態の原因となる生活習慣病の予防を推進とともに、高齢者ができる限り要介護状態にならないよう、またその状態がそれ以上悪化しないよう、本人の自立促進に向けた支援を行います。

また、介護に携わる方の高齢化に伴い家庭における介護力が低下し、家族介護を担う方の負担が増大しています。このため、地域支援事業をはじめ、各種サービスを有機的に組み合わせ、サービスが効果的に提供できるよう体制の整備に努めます。

(1) 介護予防事業の推進

高齢になっても定期的に身体を動かし、心身の機能低下を予防することや自らが進んで地域社会活動に参加することで、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができます。笠置町地域包括支援センターを中心として、その必要性について町民への周知・啓発に努めるとともに地域支援事業、予防給付サービスなどの総合的な介護予防事業を推進します。

一般介護予防事業では、すべての高齢者を対象に心身の状況等によってサービスを分けるのではなく、身近な場所で身近な人とのつながり・交流を通じて、活動の場が拡大していくような地域づくり等を推進します。参加者も増えてきていることから内容の充実を図っていくとともに、体操だけでなく病気などの知識が得られるような内容も増やしていきます。

①一般介護予防事業の推進

1) 介護予防普及啓発事業

生活習慣病や心身の健康についての自覚を高め、健康づくりについて正しい知識を普及・啓発するため、パンフレットの作成・配布、各利用者の介護予防事業の実施の記録等を記載する介護予防手帳の配布を行い、介護予防に向けた取組が主体的に実施されるように取組を進めています。

2) 地域介護予防活動支援事業

地域における介護予防や健康づくり活動を活発化させるために、地域における自発的な活動の育成・支援を実施していきます。

3) 通所型介護予防事業（すこやか元気クラブ、体操教室）

65歳以上の町民を対象（介護認定を受けていない方中心（一部、介護認定者を含む））に、月1・2回「健康チェック」、「軽体操」、「頭の体操」、「うた・茶話会・レクリエーション」などを、産業振興会館、笠置会館または各地域集会所にて実施し、健康意識を高め、介護予防を図ります。

②介護予防・生活支援サービスの推進

1) 訪問型サービス

閉じこもりや認知症、うつの恐れがあるなど、通所による介護予防事業への参加が困難な二次予防対象者については、保健師が必要に応じて家庭を訪問し、生活機能に関する問題を把握するとともに、必要な相談・指導を実施します。

主な指標	第6期			第7期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
訪問サービスA型	—	—	40,000	252,000	252,000	252,000

※2017年度(H29年度)値は実績見込み

2) 通所型サービス

要介護状態になる恐れがある対象者の方へ、「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」などを組み合わせて、個々の状態や状況に適した介護予防事業を実施しています。

また、閉じこもり、認知症、うつ予防事業としては「さくらカフェ」を月2回開催しています。今後も、対象者の適正な把握に努め、事業を実施していきます。

さらに、サロン等で、介護予防の体操などを実施してもらえるよう、サポーターの養成と活動してもらえる場をつくります。

主な指標	第6期			第7期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
おたっしゃくらぶ（開催回数）	44	41	51	50	50	50
さくらカフェ（開催回数）	12	18	24	24	24	24
高齢者日常生活支援員 養成研修（人）	—	11	0	3	0	3
介護予防サポーター養成研修（人）	—	18	6	0	0	6

※2017年度(H29年度)値は実績見込み

（2）健康づくりの推進

高齢期を迎えても、心身ともに健康な生活を継続できるよう、健康増進法に基づき、がん検診、歯周疾患検診などの各種検診を行うほか、歯の健康講座、骨粗鬆症予防教室等の健康教育の実施やウォーキングによる健康づくり、健康相談を実施し、生活習慣病の予防や健康増進の取組を進めます。

①市民の健康づくり意識の向上

健康教育・健康相談などを通じ、生活習慣病予防や健康増進等、市民に対して、生涯にわたる健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発を推進します。

1) 健康相談

地区集会所等において、保健師による血圧測定・尿検査・体重測定等を定期的に実施します。

2) 健康教育

2016年度（平成28年度）は、自身の身体に关心を持つてもらう機会として、「健康キャラバン」や「足の健康測定会」を実施しています。今後も老人クラブや介護予防事業において保健師による健康教育を実施します。

②生活習慣病等の疾病予防の推進

メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を対象とした特定健康診査（基本健康診査）・特定保健指導を推進するとともに、各種がん検診をはじめ、栄養・食生活の改善や運動・身体活動の習慣化などの生活習慣の改善指導の充実を図り、壮年期における生活習慣病の予防、早期発見・早期対応に向けた取組を推進します。

1) 特定健康診査、後期高齢者健診等の実施及び各種がん検診の実施

検診車の配車等による集団健（検）診と、町内の医療機関で受診する個別健（検）診、京都山城総合医療センター・京都第一赤十字病院での人間ドックを実施します。

2) はつらつ！ハッピー！ヘルスアップ教室の実施

40歳以上の住民を対象とした、体幹や骨盤の調整、筋力アップを目的としたガンバルーン体操と、より運動効果が得られるノルディックウォーキングの運動教室を実施します。

3) 笠置町食生活改善推進員協議会との協働事業

孤食や低栄養になりがちな高齢者の方を対象に、介護予防事業の中で手作りの食事（4会場／各1回）やおやつ（3事業6会場／各数回）を提供いただき、一緒に食べる楽しさを感じていただくとともに、食事について考えていただける場を提供します。

2 生きがいづくり・社会参加の促進

高齢者が長くなった人生（高齢期）の中で生涯現役として、自己実現を図り、地域社会の一員として社会とのつながりを持ち、その人らしく暮らしを楽しめるようにするために、これまで培われてきた技能や経験を活かすことができるよう、就労の機会や地域活動の確保に向けた支援に取り組みます。

（1）生きがいづくりの充実

高齢者が地域において、生きがいを持ちながら様々な活動に参加し自己実現を図ることは、高齢化が進む地域社会の活性化と高齢者の健康づくりにつながります。

趣味や学習、スポーツ・レクリエーションなど、高齢者一人ひとりが自己研さんや健康づくりのために行う取組を支援するとともに、世代を超えた交流をしながら、いきいきと暮らせる地域社会の形成を図ります。

①趣味・学習活動の充実

近年、「物の豊かさ」よりも「心の豊かさ」へと住民の意識も多様化し、人生85年時代を迎える中、豊かで充実した高齢期を送るために、生活の楽しみや生きがいを求める趣味活動や学習への意欲が高まってきています。

町内在住の概ね55歳以上の方を対象に、老人福祉センターにて、書道教室・ちぎり絵教室を行っていますが、今後は、高齢者の積極的な生涯学習の促進を図るため、さらに活動拠点や活動内容の充実を図ります。

②老人クラブ活動への支援の充実

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織として、老後の豊かな生活を送るために会員相互の親睦を深め、教養の向上や健康増進、レクリエーション活動の推進等、また、地域社会との連携を図るための社会貢献活動も積極的に実施しています。

今後は、高齢者の老人クラブへの参加を促し、会員の増加に努めるとともに、女性を含めたリーダーの養成等に取り組み、魅力ある活動を支援していきます。

主な指標	第6期			第7期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
老人クラブ参加人数（人）	415	429	430	440	450	460

※2017年度（H29年度）値は実績見込み

③サロン活動への支援の充実

サロン活動とは、65歳以上の方を対象に、各地域集会所及び笠置会館にて、高齢者が気軽に、楽しく自由に集い、それぞれの興味や関心に合わせた活動や一緒にお茶を飲んだり食事をすることにより、楽しいひとときを過ごす仲間づくりの活動の場です。

男性の方へ参加の声かけ・活動内容等はできるだけ各会で検討し、今後も、サロン活動の充実に向けて、支援していきます。

主な指標	第6期			第7期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
年間の参加人数（人）	628	590	480	600	610	620

※2017年度（H29年度）値は実績見込み

④スポーツ・レクリエーション活動の充実

社会福祉協議会が開催している高齢者スポーツ大会は、老人クラブのスポーツの祭典として開催されており、多くの高齢者が参加しています。このほか、笠置町運動公園と笠置いこいの館にゲートボール場が設置されています。また、町内外に、自然を利用したハイキングコースや散策路などにも恵まれています。

高齢者の健康づくりとともに、高齢者同士、また多世代間の交流を図るため、地域資源を活用した各種スポーツ・レクリエーション活動の充実を図り、高齢者の積極的な参加促進に努めます。

（2）社会参加・就業支援の充実

高齢者が自らの経験を活かして活躍できる場を持つことは、高齢者の生きがいのひとつになり、介護予防の観点からも重要です。また、超高齢社会では、高齢者はサービスの受け手としてだけではなく、サービスの担い手としての役割も期待されています。

高齢者自身がこれまで培ってきた知識や技術を活かし、地域社会に貢献できるよう、就労やボランティア活動など、高齢者が多様な活動に参加し、地域社会をつくり支える担い手として活躍できる機会の充実を図ります。

①高齢者の就労支援

仕事を通じて社会参加しながら、いきいきとした生活を送ってもらうことを目的として、これまで高齢者が蓄えてきた知識や経験が活かされるよう、観光、農業等において高齢者が就労する場の確保に努めます。

主な指標	第6期			第7期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
ほのぼのサービス「おたがいさま」協力員数（人）	27	27	27	29	29	29

※2017年度（H29年度）値は実績見込み

②ボランティア活動・社会貢献活動への支援

社会福祉協議会を拠点に、ボランティアに関する相談機能や情報提供の充実、登録制度の創設を図り、ボランティアの育成機能の充実を図ります。

ボランティア活動のきっかけづくりとしての各種養成講座を実施するとともに、各種養成講座受講者をボランティア活動の担い手として結び付けるために、受講後のフォローアップ体制を強化します。

また、ボランティアの手助けを必要としている高齢者と、ボランティア活動を結ぶコーディネート機能の充実に努めます。

基本目標2 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちに

1 地域包括ケア体制の強化

国は、介護や支援が必要な状態となっても、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、保健、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活支援が切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を重点的に進めることを求めていきます。

笠置町地域包括支援センターは、地域包括ケアシステム構築の中核となる機関に位置づけられます。今後ますます高齢化が進展する中、個別の地域ケア会議等の機能を活用した地域課題の把握・分析による自立支援・重度化防止に向けた取組や、制度の持続可能性を目指した地域ぐるみの支援体制の拡充に向けた取組を推進し、さらなる地域包括ケアシステムの強化を図ります。

(1) 地域包括支援センター機能の充実

笠置町地域包括支援センターは、地域ケア会議や生活支援サービス推進会議により情報の共有を図っています。また、研修会に定期的に参加しています。

今後も、高齢者の多様なニーズに応えるため、生活支援推進サービス会議への参加者を増やし、連携の強化や包括支援センターの周知・活用ができるようにします。

また、笠置町地域包括支援センター職員の研修会への参加機会の提供、高齢者介護を取り巻く最新の情報の提供など、職員の資質向上のための支援に努めます。

主な指標	第6期			第7期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
個別ケア会議	6	12	12	12	12	12
地域ケア会議	—	12	12	12	12	12

※2017年度（H29年度）値は実績見込み

(2) サービス提供基盤の整備・充実

地域包括ケアのための各種施策の推進にあたり、その基本となる保健福祉サービスや介護保険サービスの提供基盤について、利用者のニーズを十分考慮しながら、引き続き整備・充実に努め、サービスの安定的かつ効果的な提供に取り組みます。

チェックリストの送付等により、何らかの支援が必要にも関わらず、埋もれてしまっている方がいないように努めます。

(3) 地域や関係機関との連携体制の強化

①関係機関との連携

高齢者が安心して自立した生活を送っていくためには、身近な地域の中で保健・医療・福祉の各分野が連携し、予防から介護・リハビリテーションまでの一貫したケア体制が整備され、高齢者それぞれの状態やニーズに応じて適切な対応が図られることが必要です。

今後は、笠置町地域包括支援センターを拠点に、社会福祉協議会、居宅介護支援事業所、笠置会館等の関係機関を相談窓口として位置づけ、それらの相談窓口との連携を図ることで、きめ細かな対応ができる体制の充実を図ります。

②地域の担い手の育成

地域福祉の担い手として支援員の講習を行っていますが、まだまだ参加者が少ない状況がみられます。

今後は、地域福祉の考え方を浸透させ、地域住民、町が自らの役割を認識し、町民自らが地域福祉の担い手として積極的に関わることで、協働して高齢者を支える環境づくりを進めます。そのためにも、定期的に支援員講座などを行い、担い手の人数を増やしていきます。

(4) コンパクトタウン構想の推進

①未来を拓く拠点機能の整備

若者から高齢者まで多世代の住民が集う場をつくり、新しい地域の活動や雇用の創出、人々の生きがいの充実、地域資源の活用、新たな人材や産業の受入れ等、まちの活性化をもたらす機能を集約した「未来を拓く拠点機能」づくりを進めます。

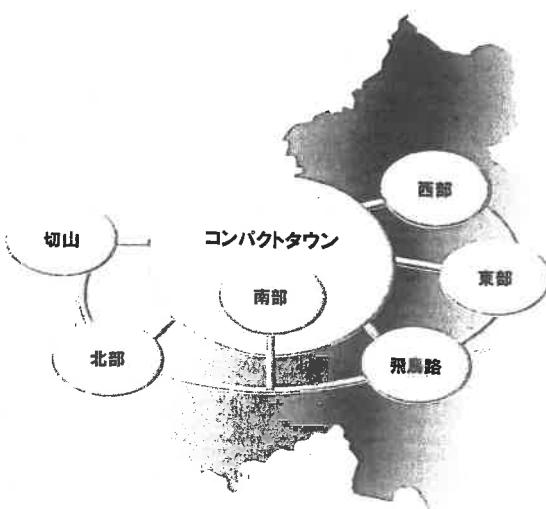
②暮らしを守る拠点機能整備

日常生活サービス機能である医療、介護、健康づくり、住民の見守り・助け合いなど住民の暮らしを守る機能が集約した「暮らしを守る拠点機能」を笠置駅周辺に集積し、各地区とは観光客や住民以外でも誰もが利用できる機能的なコミュニティ交通の再整備を図ります。

③笠置流CCRC構想の推進

高齢者自らが、空き家や交流施設等を活用した活動を行い、健康でアクティブな暮らしを実現することができる笠置流CCRC構想を推進し、笠置町を舞台に活躍する高齢者を支援、または協働する関係人口の増加を図るとともに、介護予防・重度化抑制につなげていきます。

【笠置町コンパクトタウン構想 概念図】



(5) 在宅医療の充実

介護療養型医療施設の今後の動向を踏まえ、退院した要介護認定者が在宅医療を必要とする場合に必要な医療サービスが利用できるよう、医療機関と連携して、在宅医療の提供体制の充実に努めます。

また、保健・医療・福祉・介護の連携を一層進める中で、笠置町地域包括支援センターにおいても医療ニーズと介護ニーズを併せもつ要介護・要支援認定者に対し、医療ケアに関する相談・情報提供が図れるよう支援体制を充実していきます。

さらに、在宅での療養生活を支える訪問看護など医療が含まれたサービスについて、利用者のニーズを十分把握するとともに、情報提供を行い、計画的な充実を図ります。

2 権利擁護と認知症高齢者支援の推進

高齢者が尊厳を保ち、個人の意思が尊重された暮らしができるようにするために、権利擁護の取組が大変重要になっています。高齢者が人権や様々な権利を阻害されることがないよう、高齢者虐待の防止や各種の福祉サービスの適切な利用支援など、権利擁護の取組を進めます。

また、今後、増加が想定される認知症高齢者についても、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、支援の充実を図ります。

(1) 権利擁護の推進

認知症高齢者など判断能力が十分でない人の人権を守り、介護保険サービスや様々な福祉サービスが適切に利用できるよう、社会福祉協議会や関係機関と連携して支援します。

また、高齢者に対する虐待や、悪質な訪問販売による消費者被害などに対応できる権利擁護の体制づくりに取り組みます。

① 身近な相談窓口の充実

笠置町地域包括支援センターにおいて、サービスに関する情報提供や支援が必要となった場合に適切なサービスや機関につなげるなど、総合的な相談支援を提供していきます。

また、民生児童委員など関係機関との連携・協力や、高齢者虐待窓口として機能することで、住民の身近な地域における権利擁護の相談窓口として、高齢者に対する虐待の防止や早期発見、その他高齢者の権利擁護のために必要な援助を実施していきます。

権利擁護の知識、相談ができるということを地域住民に周知するため、講演などを行います。

② 日常生活自立支援事業の推進

日常生活自立支援事業とは、判断能力が十分でない人の日常生活を支援するため、社会福祉協議会において福祉サービスなどの利用援助、日常生活上の金銭管理などのサービスを提供するものです。

生活支援員交流会に支援員が参加したり、事務所前に事業のパンフレットを置いたり、年2回発行の社協だよりで啓発しています。

引き続き、事業についての普及・啓発と利用に向けた支援を行います。

主な指標	第6期			第7期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
日常生活自立支援事業利用者（人）	1	1	2	3	3	3
日常生活自立支援事業利用回数（回）	17	18	25	42	42	42

※2017年度（H29年度）値は実績見込み

③成年後見制度の利用促進

財産管理や福祉サービスの利用などを自分で行うことが困難な認知症高齢者などを援助する「成年後見制度」の利用促進を図るために、制度の利用支援や周知を進めます。

併せて、成年後見制度の利用が困難な高齢者に対して、審判の申し立てなどに関して支援する「成年後見制度利用支援事業」を実施します。

主な指標	第6期			第7期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
利用実績（人）	0	0	0	0	0	1

※2017年度（H29年度）値は実績見込み

④高齢者虐待防止の推進

高齢者に対する虐待行為は、心身に深い傷を負わせ、基本的人権を侵害するものです。

町では、民生児童委員会やケア会議により情報の収集をしていますが、今後は区長などからも情報収集する場をつくり、さらなる情報収集を行います。

高齢者に対する虐待を防止し、高齢者の尊厳を保持するため、町が主体となって、地域における医療・保健・福祉等の関係機関のネットワークを構築し、人権意識の啓発はもとより、相談体制の整備や関係機関の研修など、高齢者虐待の防止と早期発見・早期対応への取組を推進します。

（2）認知症高齢者への支援の充実

認知症は高齢者が介護状態になる大きな原因のひとつであり、高齢者本人だけでなく、家族や介護者の負担を伴う疾患です。また、高齢化に伴い認知症の人も増加することが予想され、一人暮らしの認知症高齢者や夫婦ともに認知症である世帯への対応が必要となってきます。

認知症の正しい理解の普及を図るとともに、認知症の見守りや早期発見等の対応を行うなど、認知症になっても住み慣れた地域で生活を送ることができるよう取組を進めています。

①認知症に関する知識の普及・啓発

健康づくり事業や介護予防事業を通じ、普段の生活から認知症予防の取組を町民に促すとともに、認知症高齢者に対し適切な対応が図れるよう、サポーター養成講座の開催をはじめ、様々な機会を活用して、認知症に関する知識の普及・啓発、理解促進を図ります。

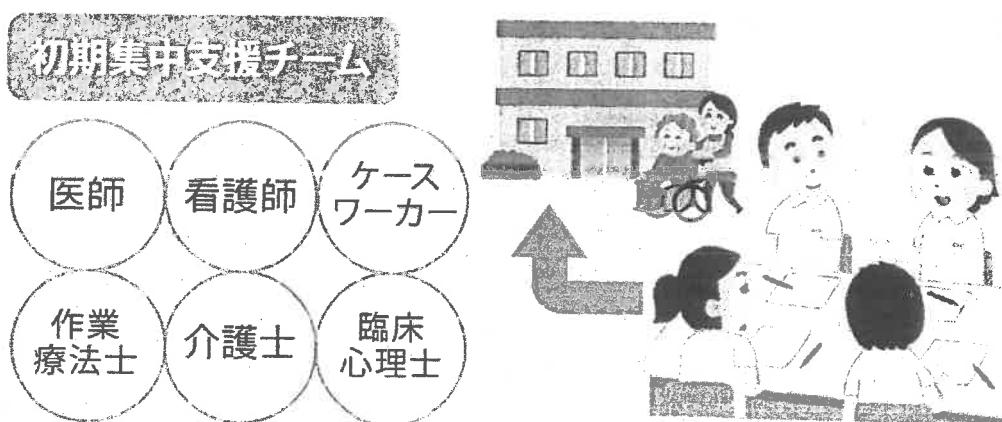
サポーター養成講座は、休日や夜に講座を開催するなどにより、働きにでている中間年齢層も受講しやすい環境整備を行います。

②認知症の早期発見・早期対応

地域住民による高齢者の見守り・支え合い体制を強化し、認知症高齢者の早期発見に努めます。また、高齢者の認知症状に気づいた場合は、相談機関等へつなげるよう地域住民に周知するとともに、住民からの相談に適切に対応するため、関係団体・機関との連携を強化します。

認知症の症状がみられる高齢者に対しては、早期段階から保健・医療・福祉の専門的視点から適切な支援を行い、高齢者とその家族に対して、状態に応じた保健福祉サービスを継続的に提供できるように努めます。

早期発見、対応につなぐ「認知症初期集中支援チーム」を配置します。



3 在宅生活への支援の充実

一人暮らしの高齢者や高齢世帯の方は、介護が必要な状態ではなくても、心身機能の低下のために日常生活において何らかの支援を必要とする場合があります。

支援が必要な高齢者やその家族が可能な限り在宅に重点を置いて自立した生活を送れるよう、介護保険サービスと整合を図りながら、在宅生活を包括的に支援するための福祉サービスの充実を図ります。また、高齢者が住み慣れた地域においていつまでも暮らせることができるよう、高齢者等が暮らしやすい環境づくりに取り組みます。

また、2017年度(平成29年度)から開始した介護予防・日常生活支援総合事業とともに、高齢者の生活の自立を支援するための本町独自の様々な事業等についても引き続き実施していきます。

(1) 生活支援サービスの提供

一人暮らしの高齢者や高齢世帯の方が安心して生活できるように自宅での生活を支援するほか、要介護認定において重度に認定された高齢者への外出支援や介護者を支援するサービスなどの高齢者福祉サービスを提供します。

①外出を支援するサービス

単独でJR等公共交通機関を利用できる高齢者が減り、JR鉄道運賃助成事業の利用実績は減少傾向にある反面、外出支援サービスの対象者は増加し、車両や運転手の確保が難しくなっています。

町内での公共交通機関の整備が遅れていることや、急斜地が多くみられるなど、今後、一般的の交通機関を利用する事が困難な高齢者等からの利用ニーズの増加が見込まれることから、社会福祉協議会による外出支援サービス、町内循環バスの運行実施等の充実を図ります。

外出支援サービスは、要介護認定者等で、家族の支援が得られない場合に、運転協力員が、自宅から病院までを送迎するサービスです。また、住民の福祉向上を目的として、町民を対象とした町内循環バスを運行します。70歳以上の町民には、JR笠置駅を起点に往復乗車券を購入した場合、一定基準により鉄道運賃を助成します。

主な指標	第6期			第7期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
外出支援サービス事業実績（円）	2,255,176	2,436,721	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000
JR鉄道助成事業実績（円）	323,790	289,070	250,000	250,000	250,000	250,000

※2017年度(H29年度)値は実績見込み

②住民参加型在宅福祉サービス事業（社会福祉協議会、老人クラブ連合会）

2017年度（平成29年度）より始まったサービスで、65歳以上の高齢者世帯・一人暮らし世帯・笠置町在住で何らかの理由により日常生活に支障のある方に対して、「誰にでもやさしく、安全で暮らしやすい町」を目指した、高齢者の見守りを兼ねた軽微な作業を提供し、住民同士の助け合い・つながりを築く「ほのぼのサービス『おたがいさま』」を行います。

主な指標	第6期			第7期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
協力員（人）	—	—	27	29	29	29
利用者（件）	—	—	50	53	57	61

※2017年度（H29年度）値は実績見込み

③配食サービス

75歳以上の人々暮らしの高齢者や高齢世帯の方を対象に、買い物や炊事が困難で、自ら食事を用意するのに支障がある場合には食の自立支援事業として配食サービスを実施し、毎月2回程度家庭に弁当を配達し、栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、利用者の安否確認、友愛訪問も行います。

主な指標	第6期			第7期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
配食利用者（人）	18	19	23	25	25	25

※2017年度（H29年度）値は実績見込み

④介護用品の貸し出し

介護が必要となった高齢者等に対し、車イスやスロープ等の介護用品を無料で一定の期間貸し出すことにより、本人や介護者の日常生活の便宜を図ります。

主な指標	第6期			第7期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
車イスの貸し出し（台）	6	5	4	5	5	5

※2017年度（H29年度）値は実績見込み

⑤在宅介護者への激励金の支給

在宅高齢者介護者激励金支給事業では、要介護認定が4もしくは5の満65歳以上の方を在宅で介護している方に、在宅介護を推進する上で、介護者の負担を軽減するため、年額2万円の介護者激励金を支給します。

主な指標	第6期			第7期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
激励金（円）	420,000	300,000	400,000	400,000	0	0

※2017年度（H29年度）値は実績見込み

⑥寝たきり高齢者紙おむつ購入費の補助

要介護認定が3以上で排尿、排便が全介助となっている65歳以上の高齢者に対し、1か月2,500円を上限として紙おむつ購入費を助成し、介護者の経済的負担の軽減を図ります。

主な指標	第6期			第7期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
補助額（円）	467,662	503,651	450,000	450,000	450,000	450,000

※2017年度（H29年度）値は実績見込み

⑦養護老人ホーム

養護老人ホームは、老人福祉法に基づく老人福祉施設として、環境上の理由及び経済的理由により、居宅での生活が困難な概ね65歳以上の高齢者が入所する施設です。

山城南圏域には施設がないため、奈良市での施設利用となっています。現時点では、山城南圏域内での施設建設予定がないため、今後も圏域外で対応していきます。

主な指標	第6期			第7期		
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)
入所者（人）	1	1	1	0	0	0

※2017年度（H29年度）値は実績見込み

⑧軽費老人ホーム（ケアハウス）

60歳以上の高齢者が、家庭環境、住宅事情などの理由で、在宅で生活することが困難な低所得者が入所する施設です。

町内に施設はなく、現時点で笠置町民の入所者はありません。現在のところ入所者は見込んでいませんが、今後利用希望があれば、ニーズに応じられるようサービスを提供していきます。

(2) 見守り・支え合い体制の強化

一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加を踏まえ、本町では、社会福祉協議会、民生児童委員、老人クラブが中心となって、声かけ訪問や小地域福祉活動など、地域高齢者の見守りを行っています。

今後は、さらに行行政区、ボランティア等の多様な主体による福祉活動により地域力を高め、高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう、日常生活の中での近隣同士の声かけや、地域の見守り・支え合いのための体制を強化します。

また、地域単位で、地域ニーズの把握や生活課題の早期発見・早期対応（支援へのつなぎ）が行える核となる住民を育成します。

①地域の見守り体制の強化と、サービスへの「つなぎ」のための取組

社会福祉協議会、民生児童委員、行政区、老人クラブなどによる声かけ・見守り訪問活動を通じ、地域の支援が必要な高齢者の安否確認、身体状況の低下や認知症の進行等を把握するための取組を推進します。

また、これらの地域福祉推進主体と笠置町地域包括支援センターや町、その他専門的な相談支援機関等との連携を強化し、要援護者に対する支援方法等について情報共有を図るためのネットワークの充実に努めます。

このネットワークを通じ、必要に応じ支援が必要な高齢者を介護保険サービスや福祉サービスにつないだり、利用を促進するための支援の仕組みづくりの構築を図ります。

②高齢者の地域での孤立防止への取組の推進

高齢化の進展に伴い、一人暮らし高齢者世帯が増加する一方、地域力の低下により、高齢者の地域での孤立が問題となっています。そのため、様々なネットワークによる地域の見守り体制の強化を図るとともに、一人暮らし高齢者等の健康状態の確認や安否確認、閉じこもり予防のための生活支援サービス等の提供を通じ、孤立防止への取組を推進します。

4 高齢者にやさしいまちづくりの推進

高齢者が暮らしやすい地域社会を形成するためには、高齢者や障がいのある人などを含むすべての人々が安心して暮らすことができ、自由に移動し、地域社会の一員として様々な活動に参加・参画できる条件整備を図る必要があります。そのため、道路や公共交通機関、公共施設などのバリアフリー化を図るとともに、人権への配慮などハード・ソフトの両面からの、誰にもやさしいまちづくりに取り組みます。

また、災害などの緊急時における高齢者への支援や消費者対策を進め、高齢者が地域において普段から安心感を持って生活できる環境づくりを推進します。

(1) 福祉のまちづくりの推進

①ユニバーサルデザインの推進に向けた啓発

高齢者や障がいのある人も含めて誰もが利用しやすいデザインは、誰にとっても快適に利用できるデザインであるという「ユニバーサルデザイン」の考え方を普及・啓発します。また、高齢者や障がいのある人等とともに生きる共生の社会理念、そのために求められる共助の重要性などに関する啓発を進めます。

②高齢者の利用に配慮した施設・設備の整備・改善

高齢者や障がい者にやさしい町を目指し、既存公共施設の手すりや段差の解消等の改修、研修による職員の対応の向上等を図るとともに、道路や公園等の施設だけではなく、広報紙や案内等の情報コミュニケーション分野においても可能な限りバリアフリー環境の充実を図ります。

バス停や歩道には、随所にベンチや日よけの整備などを行うとともに、現在の町内循環バスを機能的なコミュニティ交通として再整備します。

③買い物環境の向上

「地域福祉住民アンケート（2016年（平成28年）実施）」結果では、48.3%の人が買い物や通院などの外出が不便としていることから、高齢者等への買い物の支援サービスの充実を図ります。

④人権教育・人権啓発の推進

人権教育として、小・中学校においては、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などに、人権教育副読本を使った学習や、体験活動を取り入れた学習などを通して、高齢者や障がいのある人とともに生きていこうとする心や態度を育成していきます。また、人権に関する啓発パンフレットの配布などを通じて住民への人権啓発を実施していきます。

(2) 安全・安心対策の推進

①地域見守り体制の充実

日常的な見守りが必要な高齢者を把握し、緊急時に円滑な支援ができるよう、民生児童委員や社会福祉協議会、消防、警察、医療機関などの関係団体・機関との情報の共有化・連携を行っていきます。

②災害時の支援体制の充実

総務省消防庁の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づく避難支援計画を策定し、高齢者や障がい者、乳幼児等の災害時要援護者に対し、災害時、迅速かつ的確な対応を図るための体制整備を図ります。

また、災害発生後、支援が必要な高齢者が避難所として福祉施設等を利用できるよう、施設管理者と防災協定を結び、高齢者が避難中、安心して過ごせる生活環境を確保します。

さらに、避難後においても福祉サービスが継続的に提供される体制づくりを、地域の福祉団体、事業者、関係機関との連携のもとに構築します。

③消費者被害の防止

高齢者や障がいのある人を狙った悪質な商法が増加しています。これらに対しては、日常的な声かけや地域の見守りにより、犯罪が起きにくい地域づくりを進めます。また、警察や京都府など関係機関等と連携して、高齢者等を対象とする悪質な犯罪の手口や被害情報などを、日常的に高齢者等と関わる機会が多い地域の民生児童委員、介護支援専門員、訪問介護員等に的確に提供し、高齢者やその家族に情報を伝えてもらう体制づくりを進めます。

2 サービス利用者数及び利用量の見込み

- 2015～2017 年度（平成 27～29 年度）は介護保険事業状況報告に基づいて地域包括ケア「見える化」システムに自動入力された実績値。なお、2017 年度（平成 29 年度）については介護保険事業状況報告の 10 月までの月報値をベースに季節変動等を見込んで算出された数値であり、実際の値とは異なる場合がある
- 2018 年度（平成 30 年度）以降は地域包括ケア「見える化」システムを用いた推計値となる
- 推計値は、今後の整備状況や介護離職ゼロのための追加的需要等の見込みを加えて算出している

（1）予防給付の見込み

介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、2018 年度（平成 30 年度）から介護予防・日常生活支援総合事業に完全移行するため、予防給付としては計上されません。これに伴い、介護予防支援の利用者数についても今後減少する見込みです。

予防給付	第 6 期			第 7 期			第 9 期
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
(1) 介護予防サービス							
介護予防訪問介護	人数（人）	5	3	4			
介護予防訪問入浴介護	回数（回）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数（回）	38.8	42.1	59.5	48.0	48.0	48.0
	人数（人）	4	5	6	5	5	5
介護予防訪問リハビリテーション	回数（回）	3.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	1	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	人数（人）	1	1	1	1	1	1
介護予防通所介護	人数（人）	9	11	7			
介護予防通所リハビリテーション	人数（人）	2	4	4	3	3	3
介護予防短期入所生活介護	日数（日）	0.0	1.9	0.0	0.7	0.7	0.7
	人数（人）	0	0	0	1	1	1
介護予防短期入所療養介護（老健）	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数（人）	7	10	14	14	14	14
特定介護予防福祉用具購入費	人数（人）	1	0	0	1	1	1
介護予防住宅改修	人数（人）	1	0	0	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	人数（人）	1	0	0	1	1	1
(2) 地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	回数（回）	0	0	0	0	0	0
	人数（人）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	人数（人）	21	25	24	20	19	19

※回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

(2) 介護給付の見込み

認定者数の増加や近年の利用動向等を踏まえ、在宅サービスは全体的に微増する方向で見込んでいます。施設・居住系サービスについては、町内における整備予定等がないことから、現在の利用状況に沿った見込みとしていますが、通所リハビリテーションについては、2020年度（平成32年度）に理学療法士・作業療法士の下、サービス提供できる体制整備を目標とし、人数・回数の増加を見込んでいます。

介護給付	第6期			第7期			第9期
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
(1) 居宅サービス							
訪問介護	回数（回）	458.6	431.8	399.4	489.7	529.9	553.9
	人数（人）	24	22	20	24	25	26
訪問入浴介護	回数（回）	4.7	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	2	1	0	0	0	0
訪問看護	回数（回）	182.3	190.8	151.9	143.5	147.7	161.8
	人数（人）	18	23	21	23	24	26
訪問リハビリテーション	回数（回）	0.2	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	人数（人）	25	29	26	31	33	34
通所介護	回数（回）	344.6	398.9	495.5	506.2	517.0	531.4
	人数（人）	46	52	60	65	66	67
通所リハビリテーション	回数（回）	23.0	30.2	44.2	36.6	36.6	90.9
	人数（人）	7	9	12	12	12	19
短期入所生活介護	日数（日）	280.8	260.0	202.0	222.4	228.4	239.5
	人数（人）	21	21	21	21	22	23
短期入所療養介護（老健）	日数（日）	0.3	4.9	1.6	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	1	0	0	0	0
短期入所療養介護（病院等）	日数（日）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人数（人）	50	52	49	54	57	60
特定福祉用具購入費	人数（人）	1	1	0	1	1	1
住宅改修費	人数（人）	1	1	1	1	1	1
特定施設入居者生活介護	人数（人）	3	2	2	2	2	3
(2) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数（人）	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回数（回）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人数（人）	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回数（回）	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人）	0	0	0	0	0	0
(3) 施設サービス							
介護老人福祉施設	人数（人）	20	18	18	19	18	19
介護老人保健施設	人数（人）	8	8	10	9	9	11
介護医療院	人数（人）				0	0	2
介護療養型医療施設	人数（人）	2	1	2	2	2	
(4) 居宅介護支援							
	人数（人）	45	39	37	41	45	46

※回（日）数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数

3 給付費の見込み

- 2015～2017年度（平成27～29年度）は介護保険事業状況報告に基づいて地域包括ケア「見える化」システムに自動入力された実績値。なお、2017年度（平成29年度）については介護保険事業状況報告の10月までの月報値をベースに季節変動等を見込んで算出された数値であり、実際の値とは異なる場合がある
- 2018年度（平成30年度）以降は地域包括ケア「見える化」システムを用いた推計値となる
- 推計値は、今後の整備状況や介護離職ゼロのための追加的需要等の見込みを加えて算出している

（1）総給付費の見込み

(単位:千円)

	第6期			第7期			第9期
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
予防給付費	8,849	9,899	10,261	6,235	6,184	6,184	6,392
介護給付費	206,683	199,548	203,563	220,235	222,580	236,322	237,531
総給付費	215,532	209,446	213,824	226,470	228,764	242,506	243,923

※年間累計の金額

（2）予防給付費の見込み

(単位:千円)

予防給付	第6期			第7期			第9期
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
(1) 介護予防サービス							
介護予防訪問介護	1,092	868	1,396	△	△	△	△
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	1,487	1,517	2,154	1,897	1,898	1,898	1,898
介護予防訪問リハビリテーション	115	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	36	100	89	123	123	123	123
介護予防通所介護	3,231	3,740	2,477	△	△	△	△
介護予防通所リハビリテーション	802	1,196	1,081	1,015	1,015	1,015	1,223
介護予防短期入所生活介護	0	154	0	56	56	56	56
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	313	731	1,583	1,416	1,416	1,416	1,416
特定介護予防福祉用具購入費	136	34	35	156	156	156	156
介護予防住宅改修	527	226	0	516	516	516	516
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	1,110	1,333	1,445	1,056	1,004	1,004	1,004
合計	8,849	9,899	10,261	6,235	6,184	6,184	6,392

※年間累計の金額

※四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合があります

(3) 介護給付費の見込み

(単位:千円)

介護給付	第6期			第7期			第9期
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
(1) 居宅サービス							
訪問介護	17,464	15,483	13,988	20,029	21,669	22,723	21,002
訪問入浴介護	669	300	0	0	0	0	0
訪問看護	8,422	9,105	7,331	7,384	7,582	8,275	8,275
訪問リハビリテーション	6	24	0	0	0	0	0
居宅療養管理指導	2,365	2,394	2,123	2,567	2,702	2,768	2,690
通所介護	30,699	35,511	43,592	47,993	49,207	50,861	50,036
通所リハビリテーション	1,588	2,000	2,349	2,508	2,509	5,529	5,309
短期入所生活介護	28,929	26,534	21,435	23,018	23,697	24,976	23,028
短期入所療養介護（老健）	33	574	215	0	0	0	0
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	8,211	8,942	8,419	9,288	10,041	10,681	9,490
特定福祉用具購入費	501	155	68	316	316	316	316
住宅改修費	449	1,222	434	1,020	1,020	1,020	1,020
特定施設入居者生活介護	7,160	5,392	4,452	4,395	4,396	6,595	6,595
(2) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護			0	0	0	0	0
(3) 施設サービス							
介護老人福祉施設	59,762	55,721	53,633	56,864	53,923	56,889	59,653
介護老人保健施設	24,596	24,710	33,192	29,797	29,810	29,810	36,828
介護医療院				0	0	0	6,847
介護療養型医療施設	8,788	5,538	6,639	8,741	8,745	8,745	
(4) 居宅介護支援	7,041	5,944	5,694	6,315	6,963	7,134	6,442
合計	206,683	199,548	203,563	220,235	222,580	236,322	237,531

※年間累計の金額

※四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合があります

4 標準給付費等の見込み

(1) 標準給付費の見込み

総給付費や特定入所者介護サービス費等給付額等を含む標準給付費については、第7期（2018～2020年度（平成30～32年度））で約7億6千3百万円を見込んでいます。

（単位：円）

	第7期			第9期
	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	226,373,666	231,403,718	248,193,231	249,648,788
総給付費	226,470,000	228,764,000	242,506,000	243,923,000
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	96,334	148,524	157,149	150,527
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	2,788,242	5,844,380	5,876,315
特定入所者介護サービス費等給付額（資産等勘案調整後）	12,260,390	12,265,880	12,265,880	13,070,200
特定入所者介護サービス費等給付額	12,260,390	12,265,880	12,265,880	13,070,200
補足給付の見直しに伴う財政影響額	0	0	0	0
高額介護サービス費等給付額	5,400,000	5,500,000	5,600,000	5,600,000
高額医療合算介護サービス費等給付額	900,000	900,000	900,000	900,000
算定対象審査支払手数料	252,000	255,000	258,000	258,000
標準給付費見込額	245,186,056	250,324,598	267,217,111	269,476,988
	762,727,765			

◇一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額とは、制度改正に伴い、一部利用者において自己負担分が増額となることによる給付額の減額調整額

◇消費税率等を勘案した影響額とは、2019年（平成31年）10月に予定されている消費税率の改定及び介護職員の処遇改善にかかる総給付費への影響額

※四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合があります

(2) 地域支援事業費の見込み

地域支援事業費については、第7期（2018～2020年度（平成30～32年度））で約3千4百万円を見込んでいます。

（単位：円）

	第7期			第9期
	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)
介護予防・日常生活支援総合事業費	4,019,800	4,021,600	4,222,680	4,524,300
包括的支援事業・任意事業費	6,984,403	7,138,340	7,238,880	7,037,800
地域支援事業費	11,004,203	11,159,940	11,461,560	11,562,100
	33,625,703			

